

千葉市公告第566号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、千葉都市計画公園の変更の案を縦覧します。

なお、当該都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに千葉市に意見書を提出することができます。

令和2年9月1日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 都市計画の種類及び名称
千葉都市計画公園 2・2・119号 高洲4丁目西公園
- 2 都市計画を定める土地の位置及び区域
千葉市美浜区高洲4丁目の一部
- 3 縦覧期間
令和2年9月1日から令和2年9月15日まで
ただし土・日曜日を除く
- 4 縦覧場所
千葉市中央区千葉港2番1号
千葉中央コミュニティセンター3階 都市計画課